

(目的)

第1条 この規則は、論文や著書の著作権等、伝統的に教員・研究者に所属するとされてきた権利は維持することを前提とした上で、慶應義塾（以下「義塾」という。）の業務の一環として作成されたコンピュータプログラム（以下「プログラム」という。）、データベース、映像等の著作物および著作者から著作権を義塾に譲渡する申し出のあったもので、義塾の知的資産として蓄積して活用するのに適した著作物の著作権を大学研究連携推進本部（以下「研究連携推進本部」という。）において管理するために、義塾で創作された著作物に関する権利の取扱いについて規定し、もって義塾における研究・教育活動を促進し、これを社会へ還元することを目的とする。

（義塾が著作者となる著作物）

第2条 ① 義塾の教職員または学生が義塾の業務の一環として作成した著作物（プログラムの著作物を除く。）で、義塾または義塾内の組織名義の下に公表するものの著作者は、その作成時に特約のない限り義塾とする。

② 義塾の教職員または学生が義塾の業務の一環として作成したプログラムの著作物の著作者は、その作成時に特約のない限り、義塾とする。

（義塾に著作権が帰属する著作物）

第3条 ① 次の著作物に関する財産的権利である著作権は、義塾に帰属する。

1 前条各項の著作物

2 著作者が著作権を義塾に譲渡することを申し出た著作物

3 義塾が契約当事者である共同研究、受託研究の契約に基づき、著作権が義塾に帰属するものとされた著作物

4 研究テーマを指定し、その成果の著作権が義塾に帰属することを条件として義塾から受けた研究助成の成果である著作物

② 前項第2号から第4号の場合には、著作者人格権は著作者に帰属する。

（義塾が許諾契約等を行う著作物）

第4条 前条のほか、授業の映像等を記録した著作物の義塾外への利用許諾または譲渡については、義塾と著作者との間で特段の定めのない限り、義塾がその契約を行う。

（著作権の届出）

第5条 著作者は、前2条に該当する著作物が生じた場合、所定の書式によって速やかに研究連携推進本部に届け出なければならない。

（著作権の管理）

第6条 研究連携推進本部は、前条に基づき届出のあった著作権について、責任を持って管理を行い、その管理情報をインターネット上で公開するものとする。著作権の対象となる著作物については、原則としてその電子的複製物を保存管理するものとする。

（運営委員会への報告）

第7条 研究連携推進本部長は、著作権の取得・管理・許諾等の状況について、定期的に研究連携推進本部運営委員会に報告するものとする。

（著作者の協力）

第8条 著作者は、研究連携推進本部の要請に応じ著作権の管理・許諾・譲渡等に関して必要な情報を提供し、協力するものとする。

（費用の負担）

第9条 著作権の管理・許諾・譲渡等に伴う諸費用は、義塾の負担とする。

（対価の配分）

第10条 ① 著作権の許諾・譲渡等により収入を得た場合には、その管理・許諾・譲渡等に要した諸費用を除き配分する。

- ② 配分は、著作者、その著作者が所属する学部等および義塾に対して別に定める基準に基づき配分するものとする。ただし、著作者への配分は、著作者の意思により学部等への配分を可能とする。
- ③ 対価を受ける権利は、著作者が義塾を退職した後も存続する。ただし、著作者またはその承継人が、義塾に対して、対価の支払先を特定するために必要な所定の事項を届け出なかった場合はこの限りでない。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、研究連携推進本部長の発議に基づき、研究連携推進本部運営委員会の議を経て担当常任理事が決定する。

附 則

この規則は、平成12年1月14日から施行する。

附 則 (平成17年6月3日)

この規則は、平成17年6月3日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。